港区立

しんのうほ いくえん

神応保育園

入園のしおり

(兼 重要事項説明書)

Shinnou Hoikuen

Guide Book



児 童 憲 章 (抜粋)

児童は、人として尊ばれる。 児童は社会の一員として重んぜられる。 児童はよい環境の中で育てられる。

<u>児 童 福 祉 法</u> (抜粋)

- 第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保証される権利を有する。
- 第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野に おいて、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益 が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
 - ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
 - ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

保育園とは

ご家庭でお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育し、養護と教育を一体的に行う児童福祉施設です。<u>生後3か月(産休明け保育を行っている園もあります。)をすぎた</u>翌月の1日から小学校就学までのお子さんをお預かりしています。保育所保育指針や全体的な計画に基づいて一人一人のお子さんの個性を大切にするとともに、集団生活を通して心身ともに健全で調和のとれた豊かな人間性を身に付けられるようにします。

<保育所保育指針>

厚生労働大臣より、保育所における保育の内容やこれに関する運営等について定め、 すべての子どもの最善の利益をまもるための一定の水準を定めた法令として制定。 (平成二十九年三月三十一日厚生労働省告示第百十七号 平成三十年四月一日から適用)

<全体的な計画>

保育園の保育方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育内容が組織的・ 計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して総合的に展開されるよう長期的な視点 でたてられた計画。

目次

1	保育園(保育室))の概要・・・・・・・・・・	P4
2	嘱託医・・・・		P6
3	開園日及び休園	日・・・・・・・・・・・・・・・	P6
		時間・・・・・・・・・・・・	
		終了について・・・・・・・・・	
7	保育の提供にある	たり・・・・・・・・・・・	P8
		上にむけて・・・・・・・・・	
9	保育業務支援シ	ステム「コドモン」について・・・	P9
10	個人情報保護に	関する事項・・・・・・・・・・	P9
11	乳幼児突然死症	候群(SIDS)の予防について・・・	P11
12	保育園での冷凍	母乳の取扱いについて・・・・・	P11
13	性被害防止対策	カメラについて・・・・・・・	P11
		T·····	
16	注意事項・・・		P13
17	ご意見・ご要望	・苦情等に関する相談窓口・・・・	P15
	添付 登降園管理	理システムの利用方法・・・・・・	P16
18	保育園の主な行	事・・・・・・・・・・・・・・・	P17
19	保育園の一日・		P18
20	持ち物・・・・		P19
21	お散歩マップ・		P 22
22	給食・・・・・		P 23
23	健康管理・・・		P 26
	添付 登園届・		P32
	添付 保育園での	の与薬について・・・・・・・	P34
24	利用者に対する値	保険・保障について・・・・・・	P35
25	緊急時・非常災害	害対応・・・・・・・・・・・・	P36
	添付 臨時休園	及び運営再開基準・・・・・・・	P40
26	指定管理(委託):	会社の概要他・・・・・・・・・	P41
27	港区平和都市宣	言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P42
マ現	 在、港区が設置し	ている保育施設には、次のものがあり)ます
)区	立認可保育園	国が定めた設置基準を満たし、区長に	こ認可された施設
		●港区が設置・運営を行っている施設	又
		●港区が設置・指定管理者が運営を行	テっている施設
)区	立認定こども園	幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持	寺った施設
		●港区が設置・指定管理者が運営を行	テっている施設
)港	区保育室	港区の独自設置のため、認可は受ける	ませんが、入園の決定・
		保育料・保育内容は区立認可保育園と	と同様
		●区が設置し運営を委託している施設	n. Z

港区立神応保育園 (開設日:令和5年4月1日)

住所:〒108-0072 東京都港区白金6丁目 9-5 TEL: 03-5422-6363 FAX: 03-5422-6885

○港区が設置し、指定管理者が運営を行っている認可保育園です。

●指定管理先・委託先

株式会社 アソシエ・インターナショナル本社事務局

住所:〒153-0063 東京都目黒区目黒 3-11-3-3F TEL:03-3711-3900 FAX:03-3711-3901

Mail: info@associe-international.co.jp

アソシエのこころざし(基本理念)

アソシエの約束(基本方針)

アソシエがあるところ、

健康で文化的な子育てが守り抜かれ、 子どもたちの生命・人格・個性が尊重される。

アソシエがあるところ、 地域に応じた真に必要とされる 子育ての支援が提供され、 地域ごと元気になる。

アソシエがあるところ、 人と人が心から信頼しあえる つながりが生まれ、共に成長を分かち合う。

子ども

子ども一人ひとりの心に寄り添い、生きるよろこびと生きる力を育む。

保護者

楽しくも大変な子育ての負担を理解し、「ホッ」とできる空間とサービスを提供する。

社員

チームアソシエとして一人ひとりが力を発揮し、いきいき働きつづけられる環境をみんなでつくる。

地域・社会

感謝の気持ちを持って地域の方たちとの つながりを大切にし、共に育ち合う。

保育目標

- ◆ 生き生きと遊ぶ子ども
- ◆ 思いやりのある子ども
- ◆ たくましくて丈夫な子ども
- ◆ 自分で考えて行動する子ども

1 保育園の概要

(1)年齢別児童定員

年齢	0 歳児	1歳児	2 歳児	3 歳児	4歳児	5歳児	定員
組名	ひよこ組	うさぎ組	ぞう組	らいおん組	こあら組	ぱんだ組	計
児童定員	9名	15 名	18名	24 名	24 名	24 名	114名

(2)職員の職種及び定数

園長	保育士 (副園長、副主任含む)	事務員	看護師	栄養士·調理員	清掃·用務
1名	20名	1名	l名	5 名	2名

*港区の職員配置基準に基づいています。

<各職種の勤務体系>

園長正規勤務時間9時15分~18時15分保育士正規勤務時間7時15分~22時00分看護師正規勤務時間9時00分~18時00分栄養士・調理員正規勤務時間8時00分~17時30分事務員正規勤務時間8時00分~17時00分*ローテーションにより、各職員の勤務日、時間帯は異なります。

*職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

(3) 施設・設備の概要

〈施設〉

-24.111.	施設面積 (複合施設全体)	4,834,57 m	<u>-</u>	構造·階数	鉄筋コンクリート造一部鉄筋造	
敷地	園庭面積	518,83 m²	園舎	階 数	1階の一部及び2階部分	
	テラス面積	122,02 m²		延べ面積	1,736,048 m²	

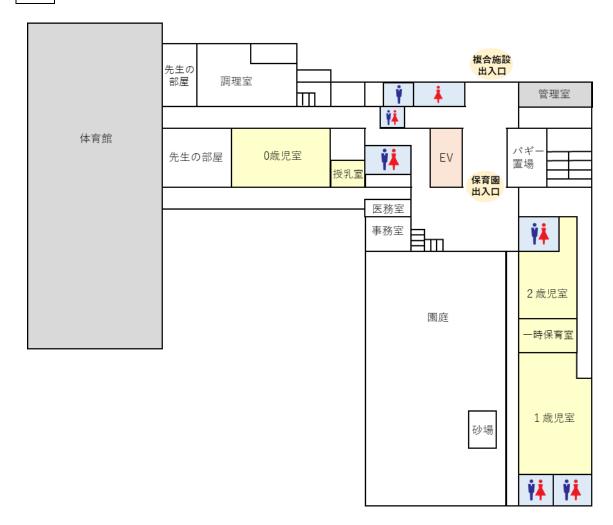
〈主な設備〉

	部屋数	備考
乳児室	l室	ひよこ組(0歳児クラス)
調乳室	l室	ひよこ組(0歳児クラス内)
沐浴室	l室	ひよこ組(0歳児クラス内)
保育室	6室	うさぎ(1 歳児クラス) ぞう(2 歳児クラス) らいおん(3 歳児クラス)
	0至	こあら(4 歳児クラス) ぱんだ(5 歳児クラス) 一時保育室
調理室	4室	調理員休憩室・トイレを含む
トイレ	7室	1階、2階
洗濯室	1室	1階
教材室	l室	1階
職員休憩室	1室	1階
職員室	l室	1階
ロッカー室	3室	1階

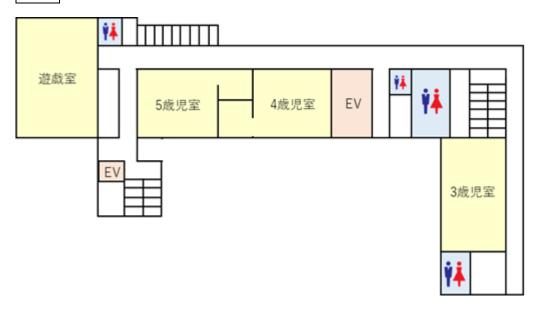
^{*}保育室の設備等は、国、都及び港区の基準に基づいています。

施設図

1 階



2階



2 嘱託医 < 当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。 >

(1) 内科医

医	療 機	関() ネ	名 称	クリニックばんびいに
医	院	Ŧ	Ī	名	時田 章史
所		在		地	港区白金台 3-16-13 白金台ウスイビル 5F
電	話	1	F	号	03-3441-4150

(2) 歯科医

医	療機	関	関の名称 曽根田歯科診療室			
医	院		長		名	曽根田 皓士
所		在			地	港区三田 1-2-16 プラザ麻布 1F
電	話		番		号	03-3451-7200

3 開園日及び休園日

開園日 月曜日から日曜日・祝日

休園日 年末年始(12月31日~1月3日)

4 開園時間・保育時間

7時15分~22時00分(土曜日・日曜日・祝日は18時15分)

(1) 保育標準時間で認められた保育時間(下記①・②の場合)

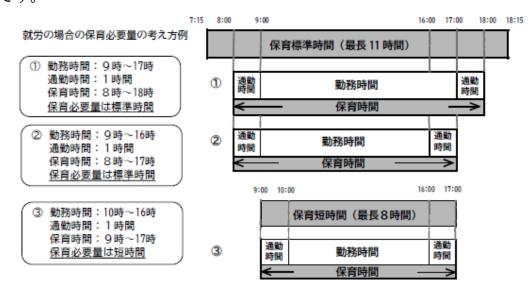
7時15分~18時15分までの間で、保育を必要とする時間です。

(就労証明書の勤務時間+通勤時間とし、当園との話し合いで決定します。)

なお、保護者がお休みの場合は基本保育時間(9時~17時)です。

(2) 保育短時間で認められた保育時間(下記③の場合)

9時~17時までの保育で最長8時間です。超過した場合には、別途延長保育料が必要です。



(3)延長保育(保育標準時間認定の方が対象です。)

満1歳の誕生日を迎えた子ども(完了食になってから)を対象として、保育標準時間 認定の時間を超えた、延長保育を実施しています。

*実施日時 月曜日から金曜日まで 18 時 16 分~20 時 15 分

- *申込み(予約表に記入) 1 か月前から当日 17 時 00 分まで (当日登園後は電話のみ受付可、コドモンでの申し込みはできません。)
- *1時間単位で別途料金がかかります。
- *キャンセルの場合には当日17時までに連絡をしてください。
- *延長保育時間内のお迎えは、原則として保護者の方(父母のどちらか)にお願い します。(事情によりベビーシッターを利用している場合は考慮します。)
- *当日のお迎え時に緊急を要するやむを得ない事態(交通事情、気象事情、保護者の体調不良、家族の急病等)が起き、保護者以外の方になる時は、保育園に連絡をしてください。
- *交通障害等による遅延の場合も、延長保育料金発生の対象となります。

(4) スターライト保育

就労のために延長保育以降の時間に、保育が必要な方に保育をします。

- *実施日時 月曜日から金曜日 20 時 16 分~22 時
- *申込み 1 か月前から前日 17 時までに就労証明書を添えて、園の事務室に申し込んでください。
- *1時間単位で別途料金がかかります。
- *申込みをせずにスターライト保育を利用された時には、後日就労証明書を提出してください。P 16「登降園管理システムの利用方法について」参照。
- (5) 土曜保育(7時15分~18時15分) 土曜日に保護者が就労で保育が難しい時は、園でお預かりします。恒常的に土曜勤務 の勤務形態で、すでに就労証明書を区へ提出している方以外は、基本、先に土曜就労 証明書の提出が必要です。
- (6) 慣れ保育について

入園直後の保育時間は、子どもの負担を軽くし、集団生活に無理なく慣れるよう、短い時間から始めます。

5 利用者負担金

(1)保育料は、世帯の区市町村民税所得割課税額及び保育の必要量と児童のクラス年齢 により決定します。

給食費は、区立保育園及び港区保育室に通う子どもについては無償です。

(2)延長保育料

保育料や支払方法については、別途各地区総合支所区民課よりお知らせします。

6 利用の変更及び終了について

(1)変更

保護者の就労状況の変更や転居など、また転園・休園の場合には、保育園とお住まいの地区の総合支所区民課へ書類の提出等が必要になります。早めにまずは園にお知らせください。(各書類は当園にもありますが、港区公式ホームページからダウンロードもできます。)

(2)終了

当園は以下の時に保育の提供を終了いたします。保護者は退園届の提出が必要です。

- ①幼稚園やインターナショナルスクール・企業主導型保育事業所等に入園する時。(二 重在籍はできません。)
- ②退職等により家庭で保育できるようになった時。
- ③区外に転出し、区内に勤務地がない時。
- ④3か月を超えて保育園を休む時。(ただし、在園児の病気やけがなど、又は弟や妹の 出産を伴う休園をする時を除く。)
- ⑤月初から月末までに、保護者のどちらかが在園児の育児休業を再び取得する時。
 - ※そのほか、利用の継続について重大な支障、困難が起きた時は、すぐにお住まい の各地区総合支所へ連絡してください。

7 保育の提供にあたり

・保育園では養護と教育を一体的に進めていきます。

(養護とは)子どもが心身ともに心地よいと感じる環境を整え、子ども自身が主体的に 育つことを助けることです。

(教育とは)知識を伝えることだけではなく、「感じる・探る・気づく」といった子ど もの興味関心を引き出すことです。

- ・保育の提供については、保育所保育指針、全体的な計画(別紙参照)をもとに、子ども の発達を見通した長期的な指導計画(年間・月)と、より具体的な子どもの日々の生活 に即した短期的(週・日)な指導計画を作成し、それに沿った保育を実施していきます。
- ・一人一人の違いを大切にし、子ども自身の生活する姿や発想を大切にして適切な環境を 構成し、子どもが主体的に活動できるようにします。
- ・一日の生活リズムや在園時間の異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、 緊張感と開放感等の調和を図るよう配慮します。
- ・長時間の保育については、保育の内容や方法、環境などに十分配慮し、家庭との連携 を密に図っていきます。
- ・日々の生活や遊びからの学びを中心とした教育を行います。
- ・多様な文化や価値を背景にもつ子ども及び保護者が安心して園生活が送れるよう、それ ぞれの文化の多様性を尊重し、柔軟な対応、配慮を行います。また異なる文化に触れる 機会を大切にし、文化の多様性に気づき、興味や関心を高めていくことができるよう適 切に援助していきます。
- ・乳児保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要であることから、この時期 の発達の特性を踏まえ、身体的発達に関する視点(健やかにのびのび育つ)、社会的発 達に関する視点(身近な人と気持ちが通じ合う)、精神的発達に関する視点(身近なも のと関わり感性が育つ)の3つの視点で保育を構成しています。
- ・幼児クラスでは「架け橋期のカリキュラム」に沿ったカリキュラムを推進し、小学校へ 円滑に接続ができるようにしていきます。また、近隣の保育園や幼稚園・小学校と積極 的に連携を図ります。
- ・保育園では、児童の安全確保のために「安全計画」を作成し、施設の設備等の安全点検 や園外活動等を含む保育活動や取組等における職員や児童に対する指導、職員への各種 訓練や研修等を行っています。

8 職員の資質の向上にむけて

- ・保育の計画 (Plan)、実践(Do)、評価(Check)、改善(Action)というPDCAによって、 保育を見直し、質の向上を図ります。
- ・保育園職員は、毎年の自己評価に基づく課題等を踏まえ、園内外の専門的な研修や区の 研修を通して自己研鑽に努めます。
- ・保育園では定期的に外部による第三者評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を 図るように努めています。
- ・保育園のすべての職員に対して、子どもに対する不当な行為を禁止しています。国籍、 信条等による差別的な扱い、心身に有害な影響を与える行為、身体的苦痛や子どもの人 格を辱めるなど不当な行為から子どもを守り支えるために、「子どもの人権」の研修な どを通して理解と知識を深めています。また、虐待の早期発見、通告義務も課せられて おり、港区子ども家庭総合支援センターと常に連携しています。

⊕dм⊚́п

9 保育業務支援システム「コドモン」について

保護者の園利用の利便性向上及び保育士の事務業務の効率化による保育の質の向上のため、保育業務支援システム「コドモン」を使用しています。保育業務支援システム「コドモン」(以下「コドモン」という)は港区が株式会社コドモンと契約を行い運用しています。

保護者の方には「コドモン保護者アプリケーション」をダウンロードしていただき、 株式会社「コドモン」の利用規約に同意の上、利用していただく必要があります。 保護者アプリの利用に際し、入力される個人情報等の情報やデータについては、株式 会社コドモンが取得し、管理することになります。

保護者アプリを利用された情報等については、保育園と本システムを通してコミュニケーションをされたものに限り、保育園が本システムを通じて取得し管理します。システムの利用にあたり、スマートフォン、パソコン等の通信料は自己負担となります。コドモン保護者アプリの操作方法やご要望等については、アプリ内「お問い合わせ」フォームよりお問合せください。連絡帳等の投稿コンテンツは、一定期間経過後に通知があった上で削除される場合もあります。

コドモンで使用する機能は「登降園管理」「お知らせ」「アンケート」「連絡帳 (0.1.2 歳児クラス)」「保護者連絡」「成長記録」「資料室(保育園のしおり兼重要事項説明書などの資料データを格納)」「ドキュメンテーション」「写真共有・販売」です。

10 個人情報保護に関する事項

保護者の方から入園に関して保育園に提出していただく個人情報が含まれる書類につきましては「港区個人情報の保護に関する法律(保護法)」、「港区情報安全対策指針」及び「港区個人情報取扱指針」に基づき適切に管理します。

- (1) 保育園はお子さんの個人情報について、情報主体の方の安全に留意すると共に、その意見を尊重し、個人情報を適切に取り扱います。その上でお子さんの園生活において、名前や写真を必要に応じて利用します。具体的な使用は次のとおりです
 - ① 子ども一人が使う場所や物
 - ② 誕生児紹介・子どもの作品

- ③ 行事や園での様子紹介、園便り、手紙など
- ④ 保育の記録
- ⑤ ドキュメンテーション
- (2)休日保育、年末保育を利用する時、他の保育園へ転園する時及び子どもの兄弟が別の 施設に在籍する時などにおいて、他の施設や関係機関との間で必要な連絡調整や情報 の提供を行います。
- (3) 保育園から小学校への「保育所児童保育要録」の送付について 保育所保育指針により「すべての保育所入所児童について、就学の際に保育園から就 学小学校へ、子どもの育ちを支える資料を『保育所児童保育要録』として送付するこ と」と定められています。園は年長児(5歳児クラス)の子どもについて「保育所児 童保育要録」を作成し、就学先の小学校へ送付します。
- (4) 緊急時において、病院、港区子ども家庭総合支援センター、その他の機関に対して 必要な情報提供を行います。
- (5)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第 15 条に基づく調査を 行う場合に、名前や連絡先を使用します。この調査は、保健所等の行政機関が、感染 症の発生した周辺状況の情報等を収集するとともに、感染経路及び感染源等を推定し 感染拡大の防止に役立てるものです。
- (6) 職員の守秘義務について

職員または職員であった者は、業務上知り得た園児及びその家族に関する個人情報及び秘密事項について、第三者に対し漏らすことのないよう、守秘義務が課せられています。在職の全職員については、年1回以上の研修を通して意識の強化を図っています。また、非常勤職員、実習生、ボランティアなどに対しては、誓約書において確認しています。

- (7) 保育園での写真等の撮影や情報管理について
 - ① 保育園では、日常の保育を記録するために写真や動画を撮影しています。
 - ② 保育の記録は、日常の様子を紹介する以外に、研修、区が運営するホームページや SNS、広報誌等に利用する場合があります。利用にあたっては、個人が特定されないよう十分に配慮し、適切に管理します。
 - ③ 保育参観・保育参加では、写真や動画撮影をお断りしています。子どもとの直接のふれあいの時間としてくださいますようお願いします。
 - ④ 誕生会、運動会、生活発表会など行事の際には、活動の妨げにならないようにご配 慮いただいた上で、園の指定する条件での撮影をお願いします。
 - ⑤ その他、園内で撮影する場合には、事前に職員までご相談ください。
 - ⑥ 園内及び園の行事などで撮影した写真や動画を、SNS などで使用することはおやめください。個人情報を拡散して事件になった場合、「個人情報保護法違反」に問われる可能性があります。十分にご注意ください。
 - ⑦ 保育園は、毎日の保育の様子を伝えるため、園で撮った保育の記録写真を使ったドキュメンテーションを作っています。(2歳児クラス以上) ドキュメンテーションは、コドモンで配信します。

⑧ 保育の記録写真は、コドモンで配信します。写真の配信で子どもの姿や園での様子を 見ることができます。また、配信した写真をコドモンアプリ内で購入すること事もで きます。

上段の⑥同様、親戚内及び他者とのデータの管理ややり取りについても、十分に注意してください。

(8) 保有個人情報開示等請求制度について

「個人情報の保護に関する法律(保護法)」に基づく保有個人情報開示等請求制度で、 区民等の皆さんは、港区が保有する自己の個人情報の開示、訂正、削除や利用停止を 請求することができます。

開示を請求する場合の窓口は、在籍する保育園がある総合支所の所管課となります。

11 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防について

保育園では、保育士などが睡眠中の子どもの姿勢や顔色、呼吸状態の観察を行い、 異常の早期発見に努めています。併せて、0歳児クラスでは、乳幼児体動センサー 「シエスタベベ」を活用しています。



12 保育園での冷凍母乳の取扱いについて

1歳の誕生日前日までの子どもで、母乳育児を希望する時は、直接授乳の推奨と、冷凍母乳の預かりを行っています。冷凍母乳を希望する時は、安全に提供するために、必ず事前に看護師または保育士が面接を行い、必要事項の聞き取りと預かりの手順、きまりを伝えます。

冷凍母乳は、適切な衛生管理のもと細心の注意を払って取り扱います。しかし、母乳は血液と同じ体液であり、「違う子どもに冷凍母乳を授乳する」などの誤授乳が起こった時は、母乳を介した感染のリスクがあります。万が一、誤授乳が起こってしまった時は、搾乳者、哺乳児の母及び哺乳児の受診、医師の指示に基づく採血による検査、結果の情報提供などの対応にご協力いただきます。

13 性被害防止対策カメラについて

区立保育園等における子どもの性被害を防止するための対策として、記録カメラを設置・運用しています。性被害が疑われた場合や警察等から照合があった場合のみ、内容を確認します。

14 特別事業

(1) 保育園体験

在園児の保護者の方に保育園生活を体験していただきます。子どもが日常的に過ご している保育園の方針や指導内容などの理解を深めていただき、保護者と園が一緒 に子育てをしていきます。

(保育士体験・保育参加・公開保育・夏祭り・運動会など)

(2) 障害児保育

心身に障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもの健やかな発達を促すこと を目的とした保育をします。 また、心理士・言語聴覚士・作業療法士・医師などが必要に応じて保育園を巡回し、 保育のアドバイスをしています。

(3) 保護者向けカウンセリング

保育園カウンセラーが保護者の相談に応じます。家族の問題、子育てに関する相談を 受けることで、育児を支援します。日程は、年度初めに掲示等でお知らします。

- (4) 病児・病後児保育
 - ①病児・病後児保育室

在園児が病中又は病気の回復期などで集団保育が難しい期間、港区病児保育室・ 病後児保育室にてお預かりします。

②訪問型病児・病後児保育 利用助成制度

在園児が病気のために登園が難しい時期に、病児・病後児保育としてベビーシッター事業者を利用する保護者を対象に、利用にかかる費用の一部を助成する制度があります。

(5) 休日保育

休日に保護者が就労などの理由で保育が難しい時は、下記の指定園にて保育します。 保育が必要な方は、利用希望日の前月の1日から9日前までに実施園へ電話で予約 し、申し込んでください。

(実施園) ①神明保育園 5733-6822 ②たかはま保育園 5781-0255

- ③しばうら保育園 5232-1130 ④東麻布保育園 3584-3811
- ⑤芝浦アイランドこども園 5443-7337
- ⑥元麻布保育園 5422-7338 ⑦神応保育園 5422-6363

(申込み) 必要書類は当園にあります。予約が取れましたら、申込書類に必要事項 を記載の上、当園に提出してください。また、電子申請も可能です。

(6) 年末保育

年末(12月29日、30日)に保護者が就労で保育が難しい時は、区立保育園の拠点 園で一時的に保育を行います。

拠点園や申込み方法は、毎年11月上旬に別途お知らせします。

- (7)地域子育て支援
 - ①保育園であそぼう

家庭で子育てをしている親子を対象に、園児や職員と一緒に遊ぶ場の提供や、給 食試食会、子育て相談などをしています。(各園のホームページなどでお知らせし ています。)

②子育て相談電話

家庭で子育てをしている方からの相談に電話でお応えしています。

③園庭開放

家庭で子育てをしている親子に遊び場を提供しています。

(8)一時保育

港区内の子育てをしている保護者が、疾病などにより一時的に家庭で保育が難しい時に、緊急一時保育を実施しています。(また保護者の学習や買い物など、理由を問わないリフレッシュの場合もお預かりもしています。)

(9) 実習生などの受入れ

保育園では、保育士などの人材育成のため、実習生の受入れを行っています。また、 次世代育成支援の観点から、小中高校生の保育体験、ふれあい交流なども積極的に受 け入れています。

15 臨時休園について

大型台風の接近等に伴う豪雨や暴風により登降園時を含む屋外での行動が危険な状況となると見込まれる場合や、首都圏の鉄道各社の大半に計画運休が実施される場合は、全日休園または閉園時間の繰上げ等を行うほか、開園時刻を遅らせます。※詳細は、P40「臨時休園及び運営再開の基準等」を参照してください。

この場合、遅くとも前日午後3時までに決定し、保育園から『緊急メール配信サービス』でお知らせします。

16 注意事項

- * 保育園には毎朝 9 時 30 分までに登園しましょう。また体調不良や都合で休む時、登園 が遅れる時も 9 時 30 分までに連絡をしてください。連絡がない時は、所在確認のため園 から電話をします。
- * 登園・降園の時には、保育士と子どもの様子や連絡事項を伝え合ってください。また、 登園管理システムで登降園時間の記録をしてください。
- * 子どものけがや熱が出た時などは「勤務状況届及び園児引取り者名簿」を基に、保護者 へ電話をします。急な迎えが必要な場合を考え、普段からどうするかを確かめておきま しょう。
- * 感染症にり患した場合、集団の健康を守り、感染の拡大を防ぐため、区の定めた基準に 従った上で登園してください。
 - しおり P28~P31 を参照に医師の指示を聞いてください。また保育園には、必ず連絡をしてください。
- * 緊急メール配信サービスやコドモンで配信されるお知らせや園内の掲示物は必ず確認 してください。また書類等の提出物は期限を守りましょう。
- * 保護者以外が迎えの時にはあらかじめ連絡の必要があります。安全確保のため、連絡 のない時には確認の電話をします。
- * 車での登降園は原則禁止です。やむを得ない場合は、必ず最寄りの駐車場を利用し、乗降時も子どもの安全に気を付けてください。通行の妨げや安全面の問題から路上駐車や 乗降、タクシーを待たせる等の行為はしないでください。
- * 交通安全については、十分ご注意ください。
- * 自転車で送迎する時には次のルール・マナーを守って使用してください。
 - ① ヘルメットを被る。
 - ② 幼児座席を取り付け、子どもの足が巻き込まれないようにする。
 - ③ 自転車に子どもを乗せたまま離れないようにする。
 - ④ 自転車を停める時は、所定の場所に正しく置いてください。

(自転車は道路交通法上「軽車両」となっています。違反をすると罰則が科せられる時があります。警視庁ホームページ「自転車の交通ルール」より)

- * 登降園に子どもが、キックボードや子ども用自転車、三輪車等を利用することは、通行 の妨げや安全面の問題から行わないでください。
- * 園内のバギー置き場は場所が限られています。たくさんの人が使いやすいように、バギーは、たたんで利用してください。
- * 園の敷地内はすべて禁煙です。食べ物や玩具の持ち込みも禁止しています。
- * 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教、政治及び営利目的の勧誘、 活動はしないでください。

17 ご意見・ご要望・苦情等に関する相談窓口

<u>保育園以外にも、保育園や子育でに関する相談ができる窓口があります。困っているこ</u>とがありましたら、以下の相談窓口にお問合せください。

とかめりましたら、以下の相談窓口	にめ问合せくにさい。
保育園の運営や建物管理に関するこ	園内相談窓口 副園長
۲	園内相談解決責任者 園長
	●保育園を所管している
	各総合支所管理課施設運営担当
	(芝 3578-3135) (麻布 5114-8811)
	(赤坂 5413-7014) (高輪 5421-7067)
	(芝浦港南 6400-0033)
	●委託事業者相談窓口
	株式会社アソシエ・インターナショナル
	本社事務局 TEL:03-3711-3900
	●保育課運営支援係 (3578-2848)
不適切な保育が疑われる場合	●有限会社 子ども総合研究所 奥 및 リ
	●子ども政策課子ども施設指導係(3578-2852)
保育園の入園や認定等に関すること	●お住まいの住所地を管轄している、各総合支所
	区民課保健福祉係
	(芝 3578-3161) (麻布 5114-8822)
	(赤坂 5413-7276) (高輪 5421-7085)
	(芝浦港南 6400-0022)
	●保育課保育支援係 (3578-2441)
子育てに対する不安や悩みに関する	●港区立子ども家庭支援センター TEL5962-7215
こと	(港区子ども家庭相談ダイヤル) TEL5962-7202
	(心理士・保健師の専門相談)
	●港区児童相談所 TEL5962-6500
	●港区立児童発達支援センター ぱお
	Tel6277-3106
	●港区みなと保健所地域保健係 TEL6400-0084
児童虐待に関する相談	●港区児童相談所 TEL0120-483-710
	(港区児童虐待相談ダイヤル)
就学に関する手続き	●学務課学事係 123578-2726~2729
特別支援に関する相談	●教育人事企画課特別支援教育担当
(就学相談)	Tel5422-1543
その他	●第三者委員
受付方法	① 受付窓口への直接のお申し出
	② 電話での申し出
1	1 (4) 一
	③ ご意見BOX・広聴はがき
	(3) ご意見BOX・広聴はかさ (事務室前に設置しております) (4) 広聴メール (港区ホームページから入れます)

登降園管理システムの利用方法

区立認可保育園では、登降園管理システムを用いたQRコードの読み取りにより、登降園管理を実施します。また、延長保育利用料金につきましても、同様となります。下記のとおりの利用方法になりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

記

1 延長保育利用対象者および利用料金

延長保育利用者	ワンモア、スターライト利用者	遅 延 者 等
午後 6 時 16 分~	午後 7 時 16 分~	・延長保育の利用申込をしないでお迎え
		が午後 6 時 15 分を過ぎた方
• 仕事のためお迎えが間に	仕事のためお迎えが間に	・短時間認定の方で午前9時から午後5
合わない原則標準時間認	合わない原則標準時間認	時以外の時間に保育を実施した場合※
定の方	定の方	
◆ 1 時間 0 円、200 円 400 円	• 1時間 200円、400円、600	● 1時間0円、200円400円です。(階層
です。(階層によって異なり	円です。(階層によって異な	によって異なります。)
ます。)	ります。)	●午後7時16分以降はワンモア利用者の
	• スターライト実施園のみ最	金額設定と同じになります。
	後の時間は 45 分です。	

※保育園の行事の都合で短時間認定の方が午前9時前に登園する場合は、延長保育料は発生しません。

2 事前準備

延長保育の利用の有無に関わらず、お子さんを送迎される保護者の方には、ご自身のスマートホンにコドモン保護者アプリをダウンロードしていただきます。保育園からお子さんのIDとパスワードをお渡しします(兄弟姉妹がいる場合はお子さんごとにお渡しします)。毎日の登降園時間は、QRコードの読み取りが打刻となりますので、必ず携帯していただくようお願いいたします。

3 QRコードの利用

- ① 登降園時に、コドモン保護者アプリから「登降園打刻QRコード」を表示し、保育園に設置されているQRコードリーダにかざしてください。兄弟姉妹が同じ保育園に通園している場合は、QRコードをかざすとQRコードリーダ画面にそれぞれのお名前が表示されますので、対象のお子さんのお名前をタップし、登録してください。
- ② ①のデータを基に毎月月末に利用料金を集計します。(ご希望の方には、延長利用料金の確認資料として納付証明書をお渡しいたします。)
- ③ 保育料を口座振替で納めていただいている方には、②で集計しました金額を別途、引き落としさせていただきます(翌月分の基本保育料と同一の日)。納付書で納めていただいている方には、延長保育料を翌月分の保育料に含めて納付書を作成し送付いたします。
- ※延長保育時間内のお迎えは、原則として保護者の方(父母のどちらか)にお願いいたします。(事情によりベビーシッターを利用している場合は考慮します。)尚、当日のお迎え時に緊急を要するやむを得ない事態(交通事情、気象事情、保護者の体調不良、家族の急病等)が起き、保護者以外の方になる場合は保育園にご連絡ください。
- ※交通障害等による遅延の場合も、延長保育料金発生の対象となります。

お問い合わせ先 保育課保育支援係 電話3578-2871

18 保育園の主な行事

		<u></u>
園児のみ参加行事	月	保護者参加行事
	4月	入園式
こどもの日の集い	5月	保護者会·個人面談
	6月	
水遊び開き・七夕	7月	夏祭り
水遊び終い	8月	
	9月	
	10 月	運動会
遠足(幼児クラス)	11月	作品展
年末お楽しみ会	12月	
新年子ども会	1月	
節分	2月	生活発表会·保護者会
ひなまつり・お別れ遠足(5歳)	3月	卒園式

- \bigcirc 誕生会(毎月1回) \bigcirc 0 歳児健診(毎月2回) \bigcirc 1·2 歳児健診(月1回)
- 身体測定(毎月1回)○ 内科健診(3·4·5 歳児 年2回)○ 歯科健診(年2回)

- 避難訓練
- 尿検査 $(3\cdot 4\cdot 5$ 歳児 年1回) 視力検査 $(4\cdot 5$ 歳児 年1回)
- *保育園ではお子さんの成長発達に合わせて、さまざまな行事を行っています。 保護者参加の行事や保護者会は、お子さんの成長や保育園での様子を知る良い機会とな りますので、是非ご参加ください。心よりお待ちしています。
- *各行事の日程や詳細につきましては、後日お知らせいたします。
- *社会情勢等により、内容の変更や中止の場合もありますので、ご了承ください。

19 保育園の一日(成長に応じて、時間に多少変更があります)

時間	0 歳児	1・2 歳児	3·4·5 歳児
7:15	開園	開園	開園
		Ī	
	MESS LAST A FEET		
	順次登園	順次登園	順次登園
	健康観察 保護者との必要事項の連絡	健康観察 保護者との必要事項の連絡	健康観察 保護者との必要事項の連絡
		体設有との必安事項の延桁	休疫有との必安事項の定桁
9:30	あそび	あそび	あそび
	水分補給	水分補給	水分補給
	授乳		
10:00	外気浴/あそび	あそび	あそび
	*//\text{\dagger} \times \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	室内/戸外/さんぽ	室内/戸外/さんぽ
	離乳食(初期・中期)		
11:00	 離乳食(後期・完了)		
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	昼食準備	
		昼食	昼食準備
12:00			昼食
	午睡		
		午睡	
14:00	離乳食(初期・中期)		午睡
15.00	離乳食(後期·完了)		
15:00		目覚め・検温・おやつ	目覚め・検温・おやつ
16:00	あそび	あそび	あそび
	順次降園	順次降園	順次降園
18:15			
18:16	延長保育	延長保育	延長保育
	(満1歳以上、離乳食完了後から可)	LD A A	LD A A
00.10	補食・夕食	補食・夕食	補食・夕食
20:16	スターライト保育	スターライト保育	スターライト保育
22:00	(満1歳以上、離乳食完了後から可) 閉園	閉園	閉園
44.00		1.1000	闪風

20 持ち物について

- ●園で用意(貸与)するもの ①寝具(コットベット・コット用シーツ) ②カラー帽子
- ●入園時にご家庭で用意するもの
- *集団生活の中で使用します。紛失や間違いを防ぐために、全ての持ち物(紙おむつにも)にわかりやすい場所に、大きく名前を記入してください。

	品名	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	
	品名	(ひよこ)	(うさぎ)	(ぞう)	(らいおん)	(こあら)	(ぱんだ)	
1	食事用エプロン	3 枚	2枚	2枚				
2	ミルク用ガーゼ	5 枚						
3	お口拭き	1パック(ウン	1 パック(ウエットタイプ)					
4	紙おむつ	10 枚	程度	5 枚個々に よります		必要に応じて		
(5)	お尻拭き		1パック			必要に応じて		
6	着替え(上着、ズボン、肌着、パンツなど)		3組程度			2~3 組程度		
7	靴下	1足(ストック	ク用にお持ち	ください)				
8	スモック				 1枚 造形活動	時に使用しまっ	†	
9	洗濯物入れ袋 (エコバック等)	1 袋 (40cm×45cm 程度の物)						
10	ビニール袋	1東 (25cm>	×35cm 程度の	もの 100 枚程原	度) ※なくなっ	ったら補充をし	てください	
11)	登降園用バック	1個 トートノ	ベッグ		1個 リュック	固 リュックタイプの物		
12	上履き				1足(毎週末に持ち帰り、洗ってください)			
13	上履き袋				1枚			
4	避難用靴	使用時期に 応じてお知ら せします。		に備えてクラス 。着脱がしやす いします。)				
15)	バスタオル	1枚 午睡時排	卦け用バスタ	オル				
16	週末持ち帰り袋 (トートバッグ)	1 枚 コットシーツ・バスタオルを入れて持ち帰りま す。入るサイズの物をお願いします。						
17	散歩用上着	1 枚 (秋・冬 使用時期にお知らせします。) 安全を考慮しフード付き、厚手の物は避けてください。週末に持ち帰り洗濯してください。						
(18)	食育セット (エプロン・ 三角巾・マスク)				各 1 枚 エプロン(自分でできる物)・三角巾(自分で できる物)・マスクを巾着に入れてください。 各クラス必要な時にお知らせします。			

持ち物見本

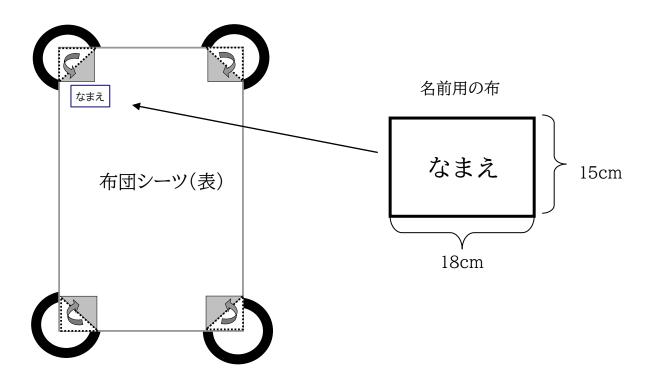


- ※必要な方は、紙おむつのサブスクリプションサービスが利用できます。
- ※パンツ (下着) のストックが無く、園で貸出す場合は、衛生上、新しい物を着用します。 返却の際は、同じサイズの未使用の物をお持ち下さるようお願いします。

コット用シーツについて

園で用意し貸与しますので、名前付けやお洗濯はご家庭でお願いします。

○シーツの名前の付け方



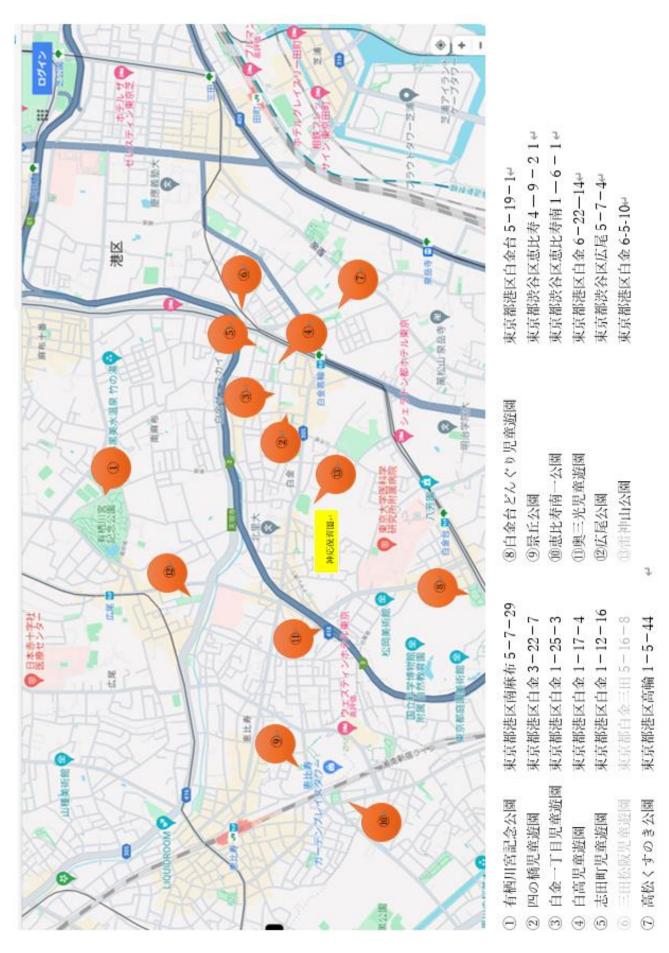
- *名前用の布は各家庭で用意してください。
- *氏名は名前用の布に、油性マジックでわかりやすく、ひらがなで書いてください。
- * 名前の布は必ず手縫いで取り付けてください。

<mark>退園・卒園時に名前の布は外して返却</mark>していただきますので、

<mark>アイロンプリントはお避け</mark>ください。

*毎週のお洗濯に耐えられるよう、また色落ちしないようなものにしてください。

21 おさんぽマップ



子どもにとって食べることは、身体の発育だけでなく、情緒面の発達にも影響を与えます。乳幼 児期は特に、日々の活動も激しく、からだが小さくても多くの栄養を必要とします。

そこで保育園給食では、栄養のバランスを考えるとともに、マナーの習得や、楽しく食事ができるようにいろいろな配慮をしています。

給食の目標

- 食物に対する関心を高め、食べる意欲を育てる。
- 食を通して自分の体を守る力を伸ばせるように働きかける。
- 皆で楽しく食事をして、望ましいマナーを身につける。



保育園給食について

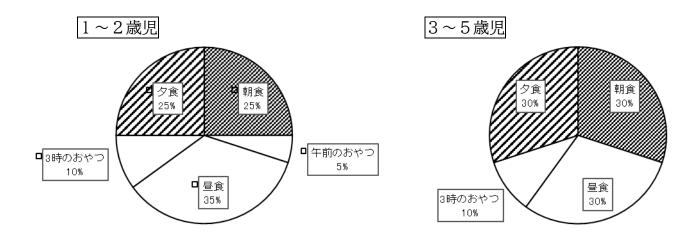
- (1) 給食は「昼食+おやつ」を基本とし、延長保育が必要な子どもには補食、夕食を提供しています。おやつは手作りおやつを基本としています。
- (2) 乳幼児は咀しゃくや消化吸収、代謝機能が未熟なので、発育段階にあわせて 給食を提供しています。離乳食は、(初期) 5~6か月頃、(中期) 7~8か月頃、(後期) 9~11か月頃、(完了期) 12~18か月頃を目安にしています。
- (3)保育園における給与栄養量の割合は、一日の給与栄養目標量のうち乳児は50%、幼児は 40%を目標としています。
- (4) 新鮮な季節の食材を使い、素材の味を生かすため薄味にしています。
- (5) 乳幼児期は、細菌感染に対する抵抗力が弱いので、衛生管理には十分注意をしています。
- (6) 乳幼児の食事時間は30~40分を目安としています。

給食と家庭の食事

食事はできるだけ規則正しくとることが大切です。

次頁の図は、1日の食事のうち園と家庭との割合を示したものです。(色塗部分が家庭での食事) 家庭の食事もバランスの良い物を工夫しましょう。特に朝食は、一日の生活のリズムを作り、 意欲的に遊ぶための活動源になりますので、しっかりとるようにしましょう。

1~2歳児は、保育園で午前のおやつに牛乳(50ml)を飲みます。



- ※毎月の献立表や配付物は、必ず目を通しましょう。
- ※毎日の保育園給食の内容は、保育園の展示食をご覧ください。
- ※保育園におけるアレルギーの発症を防止するため、給食で提供される食品を初めて食べること (初摂取)がないように献立表を確認し、自宅で数回試してください。

*一日の目安量

(単位:g)

				(十匹・6)
働き	食 品	1~2歳	3~5 歳	めやす量
働	※ごはん	90~100g×3回	100~110g×3回	じゃが芋 1個
体や	いも類	40	50	150 g
体や	砂糖	5	7	砂糖 小さじ1
体温となる	菓子類	20	30	3 g
3	油脂	10	12	油 大さじ1 12g
とか	緑黄色野菜	80	80~100	ほうれん草
とのえる	その他の野菜	120	120~150	1把200~300g
0)	海草	少々	少々	きゅうり
調子をと	果物	100	100	l 本 100g りんご 1個 240g
<i>か</i>	卵	30	40	卵 1個 50g
べらざ	肉	35	40	魚 1切 80g
たを	魚	35	40	豆腐1丁 300 g
からだをつくる	大豆製品	40	50	牛乳 1 本 200ml
る	牛乳	300m1	250ml	

※ごはん $100\,\mathrm{g}$ (子ども茶碗 $1\,\mathrm{K}$) と同じエネルギー量・食パン $8\,\mathrm{K}$ 枚切 $1\,\mathrm{K}$ ゆでうどん $100\,\mathrm{g}$ 、乾スパゲティー $40\,\mathrm{g}$



食事発達のめやす表

区分	月年齢	食事発達のめやす	備考 ☆…調理形態 ★…年齢別ポイント
	4か月	チュッチュッ期 (舌飲み) ・液体を飲むことができる	☆液体 ミルク、湯冷ましなど
	開始期から初期 5~6 か月頃	ゴックン期(口唇食べ) ・くちびるを閉じてゴックン と飲み込む	☆ヨーグルト状やポタージュ程度
離	中期7~8か月頃	モグモグ期 (舌食べ) ・舌と上あごでモグモグでき るようになる	☆豆腐くらいの固さで、舌と 上あごでつぶせる程度
食	後期 9~11 か月頃	カミカミ期 (歯ぐき食べ) ・上下 2 本の前歯が生えそろう時期 ・前歯でかみ切り、歯ぐきでつぶすことができる	☆弾力のあるバナナくらいの 固さで、歯ぐきでつぶせる程度
	完了期 12 か月〜 18 か月頃	パクパク期 ・離乳の完了 ・スプーンを持って食べよう とする	☆肉団子くらいの固さで、歯ぐき でかみつぶせる程度
乳児食	19か月頃 〜 2歳	・スプーンやフォークを使い 一人で食べられるようにな る	★主食、副食、汁物が交互に食べ られるように働きかけましょう
	3 歳	・はしが少しずつ使えるよう になる	★落ち着いて一定時間で食べる ことを習慣づけましょう
幼 児 食	4歳	・はしが使えるようになる。・友達と食べる楽しさを知るようになる	★食べる時の姿勢、食器の正しい 扱い方を教えましょう
	5歳	・自分で量をコントロール することができる ・マナーが身につく	★食物とからだのつながりを 知らせ、好き嫌いなく食べる ことができるようにしましょう

乳幼児期は生涯にわたる健康づくりの基盤になります。

保育園の生活を通して、ご家庭と一緒により良い健康づくりをしていきましょう。

早寝・早起き

決まった時間に気持ちよく眠ることができるように環境を整え、規則正しいリズムで睡眠をとりましょう。 <一日の睡眠時間(昼寝を含むおおよそのめやす)>

年 齢	1歳未満	1~2歳	3~6歳
時間	13時間以上	12~13時間	10~12時間

登園する前に

ご家庭でお子さんの体温を測定し、体調こ変化がないか全身状態をチェックしましょう。



〈こんな時は登園を控えましょう〉

- ・発熱や呼吸器症状が認められた場合
 - ※ 解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまでは登園を控えてください。
 - ※ 解熱剤を使用した場合は、解熱剤使用後24時間ご家庭で様子をみてください。
- ・複数回の水様便や嘔吐がある、食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする、下痢や嘔吐と同時に 体温がいつもより高いなどの症状が認められる場合
- ・急な発疹・発赤・腫れなどの皮膚症状が出ている場合
- ・水分・食事がとれない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしている などの場合
- ・ご家庭で頭部打撲などの大きな怪我をした時は、状況により登園を控えていただく場合があります。

清潔

清潔の習慣は、病気や感染症から身を守ります。

入浴、洗髪、体を拭くなど、常に体全体の清潔を心がけ健康的な生活を送りましょう。 幼児は、まだ自分ひとりでは十分にできません。大人がしっかり援助してあげましょう。



- (1) 石けんと流水による手洗い、うがいの習慣をつけましょう。
- (2) 毎日入浴、洗髪をしましょう。 特に、洗髪はアタマジラミ感染防止のために子どもだけに任せず大人が確認しましょう。
- (3) 手や足の爪は、一週間に一度必ず切りましょう。 (爪の角はひっかからないように整えましょう)



乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防のために

SIDS とは、元気だった乳児が前ぶれもなく亡くなってしまう病気です。原因はわかっていませんが、 日ごろから次のようなことを心がけることで、病気の発生を減らせることがわかっています。

- (1) 寝かせるときは、ご家庭でもあお向け寝にしましょう。(医師の指導がある場合はそれに従いましょう。)
- (2) 妊娠中や乳児の周囲では、たばこを吸わないようにしましょう。
- (3) 睡眠中は呼吸を妨げないように環境を整え、十分な見守りをしましょう。
- ※ 保育園では睡眠中は呼吸状態などの観察を行い、異常の早期発見に努めています。

予 防 接 種

保育園など小さな子どもの集団では、感染症の大流行が発生する危険があります。 予防接種で自己防衛するとともに、集団の防衛力を強化することにもなりますので、 体調のいい時に積極的に受けましょう。



予防接種には、国が定期に接種を勧める「定期予防接種」と受けたい人が主治医と相談して有料で受けられる「任意 予防接種」があります。ワクチンにはそれぞれ接種できる月齢や年齢があります。適切な時期に、速やかに接種する ようにしましょう。

〈 こんなことに注意しましょう 〉

- (1) 予防接種を受けた時に、次は何をいつごろ接種すればよいか、接種スケジュールはかかりつけの医師と相談しておくとよいでしょう。
- (2) 予防接種を受けた時は、必ず保育園にお知らせください。
- (3) 接種後は副反応が出ることがあります。できるだけ、接種後は静かにして観察できる午後からの接種をお勧めいたします。また、接種後30分は接種会場で様子をみるか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。

乳幼児健康診査

母子保健法に基づいて港区が乳幼児に対して行うものです。乳幼児の健康状態をしっかりと把握し、疾病の早期発見・早期治療につなげる上では、とても大切な健康診査です。大切な子どもの健康を守るために、適切な時期に受けるようにしましょう。また健康診査を受けた時は、必ず保育園にお知らせください。

感 染 症

感染症にかかり治癒後、登園時には感染症の内容に応じて「A 医師の意見書」 または「B 保護者記入による登園届」の提出が必要です。

A「医師の意見書」の提出が必要な感染症 ※「A 医師の意見書」は医療機関により有料の場合があります。

感染症名	症 状	潜伏期	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん 〔はしか 〕	発熱とともに、咳、くしゃみ、鼻汁、目やに、結膜の充血がある。熱が下がり再び上昇してくると、発しんが出はじめる。頬の内側に白い斑点(コプリック斑)が見られる。	9~14日	発症1日前から発しん 出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ A型・B型	悪寒、高熱、頭痛、筋肉痛、関節痛、全 身倦怠感などの全身症状を伴う。 咳 のどの痛み、目の充血を伴うこともあ る。	1~4日	症状が有る時期(発 症前 24 時間から発 病3日程度が最も感 染力が強い)	症状が始まった翌日から5日 を経過し、かつ解熱した後 3日を経過してから
新型コロナウィルス 感染症	発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化 器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等	1~7日	発症後 5 日間	発症して後5日を経過し、かつ症 状が軽快した後1日を経てから
風しん	発熱とともに、発しんが出て3-4日で消える。耳・首の後ろのリンパ節が腫れる。	14~21 日	発しん出現の前7日 から後7日間くらい	発しんが消えてから
水 痘 [水ぼうそう]	発熱とともに発しんが水疱となり、全 身に広がる。頭こも出るのが特徴。	14~21日	発しん出現1~2 日 前からかさぶたがで きるまで	すべての発しんがかさぶたに なってから
流行性耳下腺炎 〔おたふくかぜ〕	発熱、食欲不振、耳下腺の腫れ、痛み がある。	14~21 日	発症3日前から耳下 腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れ が出現してから5日を経過するま で、かつ全身状態が良好になってから
結 核	咳痰、発熱が2週間以上続く	1ヶ月以上	喀痰の塗抹検査が 陽性の間	医師により感染の恐れがなく なってから
咽頭結膜熱 プール熱 アデノウイルス性咽炎	急に高熱がでる。咽頭炎、目の充血が ひどい。	5~7日	発熱、充血等症状が 出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎 アデノウイルスとと等 〕	涙目、目の充血、目やにが多い (膿のような目やに)	2~14 日	発症後 2 週間	医師により感染の恐れがない と認められてから(結膜炎の 症状が消失してから)
百日咳	熱はほとんどなく、夜間に咳をするのが特徴。 咳は一回出はじめると連続して出る。 10~20 回コンコンして、最後にヒューと息を吸う。 乳児では無呼吸になることがある。	7~14 日	抗菌薬を服用しない 場合、咳出現後3週 間を経過するまで	特有の咳がなくなるまで又は 5日間の適正な抗菌性物質製 剤による治療を終了してから
腸管出血性大腸菌 感染症 (0157.026.0111等 ベロトキシン産生大腸菌	激い腹痛、頻回の水様便さらに 血便。発熱は軽度	3~8日	便中に菌を排出して いる間	症状がおさまり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
細菌性胃腸炎 サルモネラ・キャンピロバ クター・ベロトキシン排産 生大腸菌	激い腹痛、頻回の水梯便さらに 血便。発熱は軽度	細菌により 様々	便中に菌を排出して いる間	症状がないか、下痢などの症 状が治まり全身の状態が安定 してから
急性出血性 結膜炎	急性結膜炎で結膜の出血が特徴	1~3 日	ウイルスが呼吸器から 1~2週間、便から数週間 ~数ヶ月排出される間	医師により感染の恐れがないと 認められてから
髄膜炎菌性 髄膜炎	発熱、頭痛、嘔吐が主症状	主に4日以内		医師により感染の恐れがないと 認められてから

B「保護者記入による登園届」が必要な感染症

感染症名	症 状	潜伏期	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	発熱、頭痛、咽頭痛があり、その後細	2~5日	適切な抗菌薬治療を開	抗菌薬内服後24~48時間
	かい発しんがでる。苺舌、口角炎があ		始する前と開始後	経過していること
	る。発しんのあと、皮膚がむける。			治療の継続をしていること
マイコプラズマ肺炎	乾いた咳が徐々に湿った咳になり 次	14~21日	適切な抗菌薬治療を開	発熱や激しい咳が治まって
	第こ激しくなる。		始する前と開始後数日	いること
			間	
手足口病	発熱、食欲不振、のどの痛み等の症状	3~7 日	手足や口腔内に水疱・	発熱や口腔内の水疱・潰瘍
	で始まり、手のひら、足のうら、口の		潰瘍が発症した数日間	の影響がなく、普段の食事
	中、ひざ、ひじ、お尻などに水疱性の発			がとれること
	疹が出る。			
伝染性紅斑	両頬に蝶が羽を広げたような紅斑と熱	10~14 日	発しん出現前の1週間	全身の状態が良いこと
[リンゴ病]	感がある。上肢・下肢にレース状、網目			
	状の発疹がでることもある。			
ウイルス性胃腸炎	下痢・嘔吐・発熱等を主症状とするが、	原因により	症状のある間と、症状消失	嘔吐、下痢等の症状が治ま
ノロ・ロタ・	だるくなるなど全身症状が悪くなりや	様々	後1週間量は減少していく	り、普段の食事がとれること
腸管アデノウイルス等	すい。	1~3 日	が数週間ウイルスを排泄し	
			ているので注意が必要	
ヘルパンギーナ	急に発熱し、のどが赤く水疱ができる。	3~6 日	急性期の数日間(便の中に	発熱や口腔内の水疱・潰瘍
	不機嫌、食欲不振こなる。		1ヶ月程度ウイルスを排泄し	の影響がなく、普段の食事
			ているので注意が必要	がとれること
RS ウイルス感染症	発熱、鼻汁、咳、喘鳴(ゼコゼコ)	2~8日	呼吸器症状のある間	呼吸器症状がなくなり、全身
ヒトメタニューモウイルス	呼吸困			の状態が良いこと
感染症	難など。			
帯状疱疹	小さい水疱が肋間神経にそった形で	不定	水疱を形成している間	すべての発しんがかさぶた
	片側性に現れ、体の正中を越えない。			になっていること
突発性発しん	突然高熱が2~3日続く。解熱後、細か	約10日	発熱している間	解熱後1日以上経過し、機嫌が
	い発しんが出て、2~3 日で消える。			良く全身の状態が良いこと
伝染性膿痂疹	虫さされ、湿しんなどをかきこわし細	2~10 日	水をもった発しんがあ	治療を開始後、発しんが乾
(とびひ)	菌感染し、周囲の皮膚に広がる。かゆ		る間(効果的な治療開	燥しているか、おおえる程度
	みが強い。		始後 24 時間)	のものであること
アタマジラミ	多くが無症状であるが、頭をかゆがる	10~14 日	発症から数日間	駆除を開始していること
	ことがある。			
上記以外の感染症				

- ●感染症にかかった時は施設内での流行を防止するため、登園のめやすを守り、健康状態が 十分に回復してから登園して下さい。
- ●感染拡大を防止する観点から、嘔吐物・便・尿・血液等の体液で汚れた衣類等は、施設内で 洗浄せずにビニール袋で密封してお返しします。
- ●家庭内で感染症が発生した場合は、必ず園にお知らせ下さい。
- ●みなと保健所から感染拡大を防止するための指示が出ている場合は、そちらの指示に従って下さい。
 - ※提出書類は港区ホームページからダウンロードできます。

子ども・家庭・教育>子ども・家庭>子育て支援施設>保育園>申請書ダウンロード> 令和5年度>入園時、入園後の提出書類>4その他

保育所におけるインフルエンザ感染時の登園基準について

インフルエンザの登園基準は、

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」です。

出席停止の日数の数え方について

「発症した後5日を経過するまで」の数え方

「発症」とは、「発熱等」の症状が現れたことを指します。

発症した日(発熱等が始まった日)は含まず、翌日を第1日目と数え、5日目までお休みをします。

「解熱した後3日を経過するまで」の数え方

解熱をした日は、日数に数えず、その翌日から1日目と数え、3日目までの3日間をお休みします。

※発熱・解熱の体温に関する一律の基準はありません。個々の平熱に応じて、個別に判断します。子ども一人一人の元気な時の「平熱」を知っておくことが重要です。

熱の経過やその他の症状等、登園再開の判断で悩む場合は、医療機関にご相談ください。

		原	則として	5日間に					
	発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
〈例1〉 発熱2日目 に解熱	発熱	23 III (**。) 発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後2日目	解熱後3日目		登園可能	
〈例 2〉 発熱 4 日目 に解熱	発熱	23 III (**。) 発熱	発熱	2	解熱 解熱	解熱後 1日目	解熱後2日目	解熱後 3日目	

<保護者記入欄>

以下のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過したため、 登園可能であることを報告いたします。

	発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日付	月日								
体温	$^{\circ}$								

※体温は、その日の最高体温をご記入ください。

A 医師の意見書

(あて先) 	保育園	長		園児名				
 <u>病</u>	名							
症状も回復し、	集団生活に支	障がない状	態になった	ので	年	月	日	から登園可
能と判断しまっ	す。		年	月	日			
		医療機関						_
		医師名				印又は	はサイ	ン -

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐために、「医師の意見書」の提出をお願いしています。園児が登園可能かどうかの判断については、下記の感染しやすい期間を考慮し、保育園の集団生活が可能かどうかをご判断くださいますようお願いいたします。感染症が回復し登園できる日が決定した段階で「医師の意見書」の記入が可能となります。なお保健所から、流行阻止のために登園のめやすについて指示が出ている場合にはそれにより登園の可否判断をお願いします。

保育園受取 年 月 日

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん(はしか)	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ A型・B型	症状が有る期間 (発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を 経過してから
新型コロナウイルス感染 症	発症後 5 日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過してから ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過してから
風しん	発しん出現の前の7日から後7日間くらい	発しんがきえてから
水痘(水ぼうそう)	発しんがでる 1~2 日前からかさぶたがで きるまで	すべての発しんがかさぶたになってから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現してから 5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になって から
結核	喀痰の塗抹検査が陽性の間	医師により感染の恐れがないと認められてから
咽頭結膜熱 (プール熱) アデノウイルス性咽頭炎	発熱、眼の充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎 (アデノウイルス8型等)	眼の充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため、症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間 を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌 性物質製剤による治療を終了してから
陽管出血性大腸菌感染症 (0157.026.0111等 ベロトキシン産生大腸菌)	便中に菌を排泄している間	症状がおさまり、かつ、抗菌薬による治療が終了 し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、い ずれも菌陰性が確認されてから
細菌性胃腸炎 (サルモネラ・ キャンピロバクター・ベロト キシン非産生大腸菌)	便中に菌を排泄している間	症状がないか、下痢などの症状がおさまり全身の 状態が安定してから
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1~2 週間、便から数 週間~数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認められてから
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認められてから
上記以外の感染症		

港区子ども家庭支援部 保育課 令和5年11月改正

印又はサイン

B 保護者記入による登園届

(あて先)					保育園長	_	園児	名		
年	月	E	∃	に	医療					において
	_	病							と診断され	
焨	対状が	回復し	し、	集団	生活に支降	章がなくなり	ました	ので登	園いたしま	す。
						年		月	日	
					_	保護者名				印又はサイン
					 保	 育園受取	年	——— 月	日	印又はサ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぎ、子ども達が一日快適に生活できることが大切です。港区では厚生労働省のガイドラインにそって園児がよくかかる下記の感染症について「保護者記入による登園届」の提出をお願いしています。保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園してください。なお、保健所から流行阻止のために登園のめやすについて指示が出ている場合には、それに従ってください。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後	全身の状態が良く抗菌薬内服後24~48時間経過している
	1日間	こと
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後	発熱や激しい咳がおさまっていること
	数日間	
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症する前 後	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれ ること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発しん出現前の1週間	全身の状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ・ 腸管アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状がおさまり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発しん前急性期の数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれ
		ること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身の状態が良いこと
とトメタニューモウイルス感染症		
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんがかさぶたになっていること
突発性発しん	発熱している間	解熱後1日以上経過し、機嫌が良く全身の状態が良いこと
伝染性膿痂疹	乾燥していない発しんがある間	治療開始後、発しんが乾燥しているか、乾いていない部位が
(とびひ)		おおえる程度のものであること(かさぶたが乾いていない間
		は接触による感染力が認められる)
アタマジラミ	発症から数日間	駆除を開始していること
上記以外の感染症		

港区子ども家庭支援部 保育課 令和5年11月改正

保育園での与薬(薬を飲ませること)について

港区では保育園での薬の取り扱いについて、日本保育園保健協議会で決定された内容に沿って行っています。以下の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

薬に対する基本的な考え方

与薬は「医療行為」ですので、保育園では原則として行うことができません。

主治医からお子様に処方された薬は、保護者の方が責任を持って行うものです。

風邪などで受診し、登園が可能とされたものの、内服薬や皮膚貼付薬(皮膚に貼って皮膚から吸収させるタイプの薬)が処方されたときは、以下のことについて必ず医師にご相談ください。

- 1 お子様の保育時間や保育園では原則として薬を預かってもらえないことを医師に話し、家庭で服薬できる処方にしていただく。
- 2 皮膚貼付薬は、保育中に剥がれ、誤飲事故につながる可能性があります。登園前に剥がしてもよいか、あるいは内服に切り替えることはできないか。

保育時間内に薬を使用しなければ、健康な日常生活が過ごせないと医師が判断した場合においてのみ、 保護者から依頼を受け、保育園職員が与薬を行います。

〈 与薬できる薬について 〉

- 1 長期にわたり保育時間内に薬の服用が必要とされ、健康な日常生活を行う上で欠かすことのできない薬
- 2 以下のいずれかに該当する場合
 - ① 心臓・腎臓などの慢性疾患
 - ② けいれん性疾患、アレルギー性疾患
 - ③ 慢性皮膚疾患などの軟膏類
 - ④ その他医師が必要と認めたもの
- 3 必要に応じて診断書または生活管理指導表の提出をお願いする場合があります

保育園で薬をお預かりするときの注意事項

- 1 保護者の方から「薬・連絡票」を提出していただきます。「薬・連絡票」は港区の方針をご理解いただいた上で、なお保育園での与薬が必要と医師が判断されたものに限ります。
 - 薬の内容が変更されたときは再提出をしてください。
- 2 「薬剤情報提供書」を添付してください。
- 3 主治医の処方した薬に限ります。市販薬は対応いたしません。
- 4 薬は1回分ずつに分けて当日分のみ持参し、すべての薬袋・容器等に名前を記入してください。 また、必ず保育園職員に直接手渡しで預けてください。

ご不明な点については、保育園看護師にご相談ください。

24 利用者に対する保険・保障について

<u>港区立神応保育園では、在園する児童の不慮の災害に備えて、損害保険ジャパン日本興亜株式会社と災害共済給</u>付契約を結んでいます。

一般社団法人日本こども育成協議会総合保障制度「災害共済給付制度」について

損害保険ジャパン日本興亜株式会社の災害共済給付は、園児の保育所管理下における急激かつ偶然な外来の事故 によるケガを補償します。(保育園の責任の有無は問いません)

また、園児の通園・帰宅途上や保育所の敷地以外(近隣公園等)およびその往復途上で被った事故についても補償します。

<u>港区立神応保育園</u>では、全保育園児が加入し共済掛金については全額、運営会社(アソシエ・インターナショナル)が 負担します。

園児のための傷害事故補償

死亡·後遺障害	100 万円
 入院保険金日額 	1.500 円
 通院保険日額 	1.000 円

25 緊 急 時 · 非 常 災 害 対 応

1. 「緊急時対応」について

子どもの様子が急に変わったり、怪我や事故などの緊急事態が起こったりした時には前もって提出する「勤務状況届及び園児引取り者名簿」を基に、保護者が決める緊急連絡先や病院に、すぐに連絡をします。また、連絡がつかない時や緊急の時には園の判断で救急(119番)へ連絡をします。

*搬送先の病院では、診察を受ける時に、選定療養費・時間外選定療養費を支払うことがあります。金額 は病院で違います。ご理解、ご了承ください。

(1) 「緊急メール配信サービス」について

港区では災害時や緊急時、園内の行事などで急な連絡の必要がある時に、前もって登録した保護者のメールアドレスに、区か保育園から安否情報や緊急情報を配信します。その時、登録者に「迎えの可否」などを確かめるアンケートを実施しますので回答してください。(一斉配信なので、園児一人ひとりの安否情報などの提供はしません)

◇配信する情報

- ・地震等の災害発生:引き取り確認、避難情報など
- ・臨時休園などの情報:大型台風などによる臨時休園や再開情報など
- ・不審者の出没:注意喚起などのおしらせ
- ・不慮の園内の災害や流行性の疾患などのお知らせ
- ・行事の実施連絡:運動会の中止や変更などのお知らせ
- ◇登録方法:園の ID 番号が必要です。別紙を参照し登録してください。
- ◇訓練:1年に1,2回、保育園からの発信で配信訓練をしています。

(2)防犯対策について

- ◇不審者訓練 1年に1,2回 警察と一緒に不審者対応訓練をしています。
- ◇学校110番の設置および通報訓練

(3)「災害用伝言ダイヤル」について(NTT東日本)

大災害が起こった時に安否確認、避難先の情報は災害ダイヤル171も使用します。「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って伝言の再生をしてください。

保育園の電話番号は 03-5422-6363 です。

2. 「災害対策対応」について

港区は、保育園など子どもが多数滞在する児童施設で「児童施設災害時行動マニュアル」を作りました。 児童施設の特徴を考えて、災害時に迅速かつ適切に対応できるよう、子どもの安全確保、避難誘導、情報連絡、子どもを安心させる各種支援のあり方、地域との共助の必要性などについての行動要領をまとめています。さらに、施設特徴(児童施設の種類など)、地理的特徴(海抜・立地条件)、地域特徴(住宅・商業地域、周辺道路・建物状況)などの違いも考えて、施設によって「個別施設編」を作っています。保育園では、定期的に災害などを想定した訓練をし、防災意識を高めるとともに、子どもの生命と安全の確保を最優先とした迅速で適切な行動がとれるようにしています。マニュアルは常に見直しを行い、適切な行動を検証し、災害対応力の強化に継続的に取り組んでいます。

(1)訓練(地震・火災・津波・複合型など)について

- ◇毎月1回、園児と一緒に避難訓練をしています。
- ◇1年に1回は、保護者と一緒に引取り者訓練をしています。その他、訓練の時には是非ご参加ください

(2)避難について

- ◇保育園は建物の安全性が確認できた場合は、施設内の残留を優先します。
- ◇周辺で火災が発生し、延焼被害が想定される場合や、強い余震が続き園内での落下物等による被害の恐れのある場合は、白金の丘学園白金の丘小・中学校(地域集合場所)に一時的に避難します。
- ◇施設内部での火災の発生や建物の損壊など施設内にとどまることが危険判断される場合は、 自然教育園・聖心女子学院一帯に避難します。
- ◇避難先については、緊急メール配信システム、園舎入り口への掲示等でお知らせします。

(3) 園児の引き渡しについて

- ◇園児は、原則として直接保護者への引き渡しを基本とします。
- ◇保護者が来られない場合は、「勤務状況届及び園児引取り者名簿」に記載していただいた方を確認 の上、引き渡します。
- ◇必ずクラス担任との確認を済ませてからお引き取りください。職員に無断で園児を連れ帰ることのない ようにして下さい。

(4)引き渡し場所

- ◇保育園で可能な限り引き渡します。
- ◇防災機関からの避難命令か、園が被害を受けた時には、地域集合場所か広域避難場所で行います。
- ◇避難移動中は、子どもの引渡しはしません。しかし、保護者に理由がある時は、誘導責任者に申し出て ください。

○「インターネット伝言板について」

インターネット上の「緊急連絡用伝言板」に各施設の情報を掲載いたします。(返信不可) インターネットで下記 URL にアクセスしてください。携帯電話やスマートフォンからも アクセスできます。http://www.associe-international.co.jp/dengon/index.cgi ※この URL をあらかじめブックマーク登録しておくと便利です。



※アソシエ・インターナショナルのホームページからもリンクしています





港区立神応保育園の避難場所

- 白金の丘学園白金の丘小・中学校 地域集合場所
- 2 広域避難場所 自然教育園·聖心女子学院



保護者の皆様

港区各総合支所管理課長 港区子ども家庭支援部保育課長

大型台風接近等に伴う保育園の休園等の考え方について

区では、大型台風の接近やそれに伴う公共交通機関の計画運休などに備えた区有施 設の臨時休園や運営再開の基本的な考え方を定めました。

保育圏においても、この基本的な考え方に基づき、休園や運営の再開の判断を行う こととなりますので、あらかじめお知らせいたします。

引き続き、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1 臨時休園等を決定する時期

大型台風接近等による臨時休園等を行う場合は、遅くとも前日午後3時までに決 定し、園から緊急配信メール (未登録者には個別電話連絡) によりお知らせいたし ます。※出来るだけ早くお知らせするよう努めます。

2 臨時休園や運営再開の基準

大型台風の接近等に伴う豪雨や暴風により、登降園時を含む屋外での行動が危険 な状況となると見込まれる場合や、首都圏の鉄道各社の大半に計画運休が実施され る場合は、全日休園または閉園時間の繰上げ等を行うほか、開園時刻を遅らせるこ ととします。

※詳細は、裏面の「臨時休園及び運営再開の基準」をご覧ください。

3 給食の対応

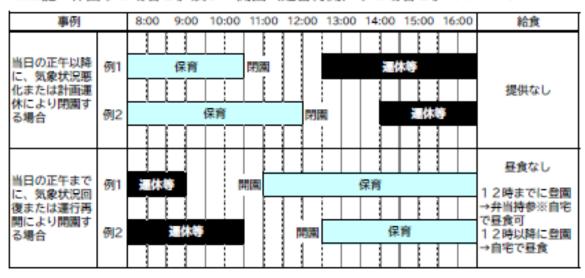
- (1)気象状況悪化または公共交通機関の運休のため閉園する場合 気象状況悪化または公共交通機関の運休による閉園が正午より前の場合、給食の提供は行いません。
- (2) 気象状況回復または公共交通機関の運行再開にあわせて開園時刻を遅らせる場合 給食(昼食)の提供は行いません。登園時刻が正午以降の場合、自宅で昼食を とってください。登園時刻が正午よりも前の場合、弁当を持参してください(自 宅で昼食をとっていただいても結構です)。

おやつ、延長保育の補食または夕食については提供を行います。

臨時休園及び運営再開の基準等

		基準	施設の対応
休園する場合	1	前日から当日正午までの間に気象 状況が悪化、または当日午前から 計画運休実施	全日休園
	2	当日正午以降に気象状況が悪化、または当日正午以降に計画運休実施	気象状況悪化または公共交通機関の計画 運休の2時間前に閉園 ※気象状況悪化または公共交通機関の計 画運休による閉園が正午より前の場合、給 食の提供は行いません。
	3	当日正午以降に気象状況が回復も しくは終日回復しない、または当 日正午時点で交通機関が運休	全日休園
運営再開(開園)する場合	1	当日午前6時までに気象状況が回 復、または当日午前6時から交通 機関が通常運行	通常開團
	2	当日午前6時から正午までの間に 気象状況が回復、または当日正午 までに公共交通機関が運行開始	気象状況回復または公共交通機関の運行 再開の2時間後を目途に開闢 ※昼食は提供しません。登園時刻が正午以 降の場合、自宅で昼食をとってください。 登園時刻が正午よりも前の場合、弁当を持 参してください(自宅で昼食をとっていた だいても結構です)。おやつ、延長保育の補 食または夕食の提供は行います。

※上記「休園する場合2」及び「開園(運営再開)する場合2」のイメージ



26. 指定管理 (委託) 会社の概要 他

事業者	株式会社アソシエ・インターナショナル			
代表者	代表取締役会長 兼 代表取締役会長 須郷 達也			
本社	〒153-0063 東京都目黒区目黒3-11-3 3階 TEL:03-3711-3900 FAX:03-3711-3901			
設立年月日	1991年4月2日			
事業内容	 (1) 保育所、学童保育クラブ児童福祉施設の事業 (2) 子育てひろば、親子カウンセリング等、子育て支援事業 (3) 保育士、保育に関わる人材の養成および研修事業 (4) 保育関連の書籍企画と発行事業 (5) 幼児教育、進学相談などの事業 (6) 指定管理制度に基づく公共施設の運営および管理に関する事業 (7) 上記に付帯する全ての企画、運営相談 			
施設一覧	 ● 保育園 Pソシエ柿の木坂マミー保育園 Pソシエ下日黒保育園 Pソシエ下日黒保育園 Pソシエ可黒おおとり保育園 Pソシエナーサリー霞が関 潜区第二青南保育室 潜区位金三丁目保育室 潜区の立神応保育園 Pソシエがあいの丘保育園 Pソシエがあいの丘保育園 Pソシエが表表が高いいの丘保育園 Pソシエ大橋保育園 Pソシエ不動保育園 Pソシエ不動保育園 Pソシエ市研究の場所であるスクール京陽 Pソシエ神宮北参連保育園 Pソシエ神宮北参連保育園 Pソシエ前の台保育園 Pソシエが大学保育園 Pソシエが大学保育園 Pソシエが大学保育園 Pソシエ東大井公園保育園 Pソシエ東大学文学育園 Pソシエ東大学大学育園 Pソシエ東大学大学育園 Pソシエ神宮北参道保育園 Pソシエ神宮北参道保育園 Pソシエ神宮北参道保育園 Pソシエ神宮北参道保育園 Pソシエ神宮北参道保育園 Pソシエ神宮北参道保育園 Pソシエアカデミー Pソシエアカデミー都立大 民間学童 明光キッズ池尻大橋Ai 地域子育て応れあいひろば アソシエおおはしへピーラボ とりつだいベビーラボ に対すを定すが応見 で発発達支援施設 アソシエアカデミーブラス都立大 			

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和 を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わるこ とはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、 生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生 まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、 心から平和の願いをこめて港区が平和都市であること を宣言します。

昭和60年8月15日

港区